

地域に広がる

所有者不明土地問題を考える

地方創生、防災の... あなたのまちの地域力向上のために

田や畑、森や林が誰のものかわからない。相続放棄され、長年放置されたままの宅地や建物。そうして利活用もされず、荒廃する不動産が増加しています。地方創生や災害への備えに注目が集まるなかで、土地の権利者がわからなければ、誰と相談してその土地の活用策を考えればよいのでしょうか。

あなたのまちの地域力向上のためには、所有者不明土地の発生予防策を講じるとともに、事業担当部局だけでなく自治体内の部局横断的な共通認識の醸成や協力・連携が必要とされています。

本シンポジウムでは、所有者不明土地問題の現状や、関係部局による優良な取組事例の紹介と地域の関係者も巻き込んだ取組の推進について、さらには社会経済情勢の変化を踏まえた新たな国土政策・土地制度の在り方について議論します。

2017年 **3月8日(水)** 13:30
~16:10
(開場 13:00)

会場 / 日本橋社会教育会館 8階ホール
(東京都中央区日本橋人形町 1-1-17)

対象 / 自治体で土地を取り扱う実務担当者、戸籍・住民課担当者、
税務課担当者、地域振興等関係者、農業委員会、森林組合、
不動産登記実務等に係る関係士業など

定員 / 200名 (参加費無料、申込先着順)
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

主催 / 国土交通省 共催 / 法務省、農林水産省

後援 / 全国知事会、全国市長会、全国町村会 など

説明会

10:30~12:00

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する
探索・利活用のためのガイドライン」説明会
も開催します。

会場へのアクセス

日本橋社会教育会館 8Fホール
(東京都中央区日本橋人形町 1-1-17)
(日本橋小学校等との複合施設)

- ▶「人形町」駅
東京メトロ 日比谷線 (A2 出口)
都営浅草線 (A6 出口)
徒歩約 4分
- ▶「水天宮前」駅
東京メトロ 半蔵門線 (8 出口)
徒歩約 5分

※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。



プログラム

※プログラムは諸事情により変更になる場合があります。

説明会

「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」説明会

本シンポジウム開催前に以下の要領で、同会場にて国土交通省が平成28年3月に作成した上記ガイドラインに関する説明会を開催します。説明会受付先着50名様に本ガイドラインの冊子を差し上げます。

10:30
～
12:00

- 10:30 概要説明（国土交通省）
10:35 ガイドライン説明 日本司法書士会連合会 理事 今川 嘉典氏
11:35 質疑応答

シンポジウム

13:30
～
16:10

地域に広がる所有者不明土地問題を考えるシンポジウム

～地方創生、防災 etc.. あなたのまちの地域力向上のために～

- 13:30 開会挨拶
13:40 基調講演 「人と土地を結ぶー私たちの国土を活かすために」
早稲田大学大学院 法務研究科 教授 山野目 章夫氏
14:30 休憩
14:40 パネルディスカッション 「自治体の現場で必要とされる所有者不明土地問題への対応策とは」
コーディネーター 早稲田大学大学院 法務研究科 教授 山野目 章夫氏
パネラー ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主任研究員 阿部 剛志氏
・日本司法書士会連合会 災害復興支援事務所 大槌町司法書士相談センター
司法書士 石川 陽一氏（岩手県司法書士会所属）
・兵庫県神戸市 経済観光局 農政部 計画課長 椿野 智弘氏
・長野県信濃町 建設水道課 国土調査係 主任 山崎 詩朗氏
・法務省 民事局 参事官 大谷 太氏
・農林水産省 経営局 農地政策課 経営調査官 福永 信明氏
・農林水産省 林野庁 森林整備部 計画課 首席森林計画官 宇野 聡夫氏
・国土交通省 政策統括官 舘 逸志氏
16:10 閉会

■ 申込方法

下記必要事項とアンケートをご記入のうえ、FAXまたはEメールでお申し込みください。

※申込のためにお知らせいただいた個人情報は、本シンポジウムの連絡以外には使用いたしません。

① 氏名(フリガナ)	② 所属機関名・部署名・役職等
③ 連絡先 (Eメール、TEL)	④ ガイドライン説明会(10:30～)への参加 [する ・ しない] ※○で囲んでください。

⑤ (1) あなたのまちに所有者の所在が分からなくて対応に困っている土地や建物が [ある ・ ない]

(2) 具体的にどのようなことにお困りですか？

()

⑥ (1) 「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」を利用したことが [ある ・ ない]

(2) どのような時に利用しましたか？

()

⑦ ガイドラインに対するご意見等がございましたらご記入ください。

()

⑧ 所有者不明土地問題に関するご意見、登壇者に対するご質問等がございましたらご記入ください。

()